

ホットライン

意見交換会

ニルス・メルツァー
赤十字国際委員会法律顧問

Dr. Nils Melzer
Legal Adviser for the International Committee of the Red Cross (ICRC)

「国際人道法における『戦闘行為への直接参加（DPH）』ガイドライン」
“Interpretive Guidance on the Notion of Direct Participation in Hostilities Under
International Humanitarian Law”

日時：2010年6月18日 10：30－12:00

場所：日本国際問題研究所大会議室

司会：斎木 尚子（財）日本国際問題研究所副所長

コメンテーター：黒崎 将広 防衛大学校人文社会科学群国際関係学科講師

ニルス・メルツァー氏は、赤十字国際委員会（ICRC）の法律顧問として 2009 年 6 月に国際人道法における「戦闘行為への直接参加（DPH）」の法的解釈に関するガイドラインを取りまとめられた。本意見交換会では、メルツァー氏より同ガイドラインについて報告をいただいた後、黒崎将広・防衛大学校人文社会科学軍国際関係学科講師からコメントを頂戴し、参加者との質疑応答を行った。

【メルツァー赤十字国際委員会法律顧問からの報告】

紛争の主要な形態が国家間の戦争から非国家主体による国内紛争に移行するに伴い、市街地での戦闘が増加し、戦闘員と文民の境界が曖昧になってきている。これらの戦闘では、文民が戦闘員に食料やシェルター、情報を提供するだけでなく、戦闘行為に直接参加するケースも出ている。また、軍事サービスの民間企業への外注も進んでいることから、戦闘行為に関与する文民の数は増加の一途を辿っている。さらに、戦闘員が戦闘服ではなく民間人の服装で戦闘に参加するケースが増加し、戦闘行為における戦闘員と保護されるべき文民の区別はますます曖昧になっている。武力紛争を人道主義の観点から規制する国際人道法の中心をなしてきたのは、戦闘行為において保護されるべき「文民」と保護の対象外である「戦闘員」の区別であった。「戦闘員」は伝統的には紛争当事者たる組織化された武装集団の一員であることとされてきたが、このなかでも医療従事者や宗教関係者などは例外として扱われてきた。我々が問題とするのはこれとは異なるタイプの例外で、従来保護されるべき枠内にあった「文民」が戦闘行為に参加する際の保護の問題である。

国際人道法における文民に関する基本原則は、ジュネーブ諸条約第 1 追加議定書第 51 条等にあるように、「文民は、敵対行為に直接参加していない限り、保護される」というものである。しかし、一体何が「戦闘行為への直接参加（DPH）」にあたるのかについての明確な定義がなく、各国による実践もばらばらであった。本ガイドラインの目的は、この「戦闘行為への直接参加（DPH）」の概念を現代の紛争に照らし合わせて明確化することで文民の保護を強化することにある。2003 年から 2008 年にかけて学者のほか軍事・人道の実務に携わる約 50 名の法律家が計 5 回のミーティングを重ね、2009 年 6 月にまとめられたのが本ガイドラインである。本ガイドラインは DPH の法的解釈に関する提言であり、法的拘束力を持つものではない。

主な問いは以下の 3 点である。まず、「文民」とは何か。次に、この文民が法的保護を失う要件たる DPH とは何か。そして DPH の帰結として、どのくらいの期間、当該文民は保護の対象から外れ、いかにして再び法的保護下に入るのかといった問題である。

我々の結論は、第一の「文民」については、紛争当事者たる武装勢力（＝組織化された武装集団）の一員ではない全ての人を指すというものである。ここで「組織化された武装集団の一員」とは、当該集団において継続的に戦闘機能を担っているものを指す。第 2 の DPH については、敵対する紛争当事者に対して直接危害を与えること等によって、特定の紛争当事者を支援する行為と定義した。これには武器の提供や地雷の埋設、道路の遮断等

による軍事作戦の支援のほか、文民に対する攻撃も含まれる。第 3 の点については、当該文民が組織化された武装集団の一員でなければ、DPH に従事している限りにおいて人道法上の保護の対象外となるが、その際継続的に戦闘機能を担っているかどうか判断の基準となる。また、保護の対象外となったとしても、国際人道法では非人道的な武器の使用に制限があることに注意したい。文民は戦闘行為への直接参加をやめたり、武装集団内において戦闘機能に従事することをやめれば、再び保護の対象となるが、その際に過去に従事した DPH に対する関連国内法上の責任追及を免れるものではないことも指摘しておきたい。

【黒崎将広・防衛大学校講師のコメント】

本ガイドラインの意義は、これまで国際法上、明確な定義が与えられてこなかった「戦闘行為への直接参加 (DPH)」という概念に法的解釈を加えることで、国際人道法の保護の対象となる文民の範囲を明確にしたことであり、これは文民のみならず戦闘行為に実際に携わる軍人の側にとっても有益であろう。

しかし、本ガイドラインの取り組みは、法実証主義の観点からは国際人道法の原理原則を確認したに過ぎず、国家によって〈既に存在する法〉 (*lex lata*) として認識されることは難しいのではないかと。とくに大きな問題点としては、1) 規範的アプローチを採用していること、2) 軍事作戦における実行可能性の問題が挙げられる。

ガイドラインでは「文民」の定義を「組織化された武装集団」との関係で論じているが、ここでは戦闘行為に直接参加しない文民の保護を強調する余り「戦闘員」という用語の使用が明示的に避けられ、その結果、概念的統一性を欠いてはいないか。(例えば「組織化された武装集団」の一員と、非国家間の紛争において戦闘行為に直接参加する文民を明確に区別することは可能だろうか。組織化された武装集団における「継続的な戦闘機能」と DPH の概念を明確に区別することは可能だろうか、など。) また、国際人道法においてはなぜ文民による DPH が明示的に禁止されていないのかを考える必要もあるだろう。実行可能性の問題としては、文民の保護を目的とした本ガイドラインを瞬時の判断を要する実際の軍事作戦に適用することが可能なのか、といった問題が残るだろう。

【質疑応答】

黒崎氏のコメントに対してメルツァー氏からは、本ガイドラインは DPH の法的解釈を行ったものであり、法的拘束力を持たせることを意図したものではないこと、また、ガイドラインの実行可能性については軍事専門家と人道専門家の双方から批判のある（前者からは武器使用が制約的過ぎるとして、後者からは寛大過ぎるとして）ところだが、昨年 9 月にコロンビアが本ガイドラインをもとにした交戦規定を作成した事実もあるとの指摘があった。また、国際人道法においては文民を保護することが基本原則であって、例外ではないことも強調された。

この他、参加者からは1) テロリストなどの不法戦闘員は本ガイドラインでどのように位置づけられるのか、2) 本ガイドラインは主に誰に向けて作成されたのか（軍人が対象であれば、より詳細な規定が必要になるのではないか）、3) 抵抗運動のメンバーについては本ガイドラインでは民兵および義勇軍と並んで非正規武装勢力の一員として記述されているが、国際法上認められた自決権を行使するという観点からは、抵抗運動のメンバーは民兵や義勇軍よりも国際人道法において手厚い保護の対象となるのではないかと、といった質問が出された。これに対してメルツァー氏からは、1) については、戦闘員たる資格（どのように武装集団を組織化するかという問題）は基本的には各国の国内法の問題だが、不法戦闘員であっても、捉えられた後には国際人道法上の保護の対象になりうる、2) については、本ガイドラインは交戦規定ではなく、そのベースとなるための提言である、3) については、抵抗運動のメンバーは現行の国際人道法においては組織化されれば戦闘員の資格が与えられるが、組織化されていなければ非正規武装勢力の一員として扱われるため、本ガイドラインにおいても民兵や義勇軍と同じカテゴリーとして扱ったとの回答がなされた。

以上